

緊急事態宣言解除に伴う主な公共施設の利用について

令和3年6月21日（月）（午前11時00分から午前11時45分まで）に国立市健康危機管理対策本部会議を開催し、緊急事態宣言解除後、本市がまん延防止等重点措置区域に指定されたことに伴う主な公共施設の利用について下記のとおり決定いたしました。

記

1 決定事項

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都の要請等に準じた対応を行うほか、営業時間短縮の要請・協力依頼にあわせて、20時以降の施設利用についても自粛をお願いするよう広報していく。また、個別の詳細については、対象施設の使用状況や他市の状況等を勘案して所管部署で判断していくものとする。

2 主な市内公共施設の利用について

国立市健康危機管理対策本部会議で協議された対象施設の利用については下表のとおり。

（基本的に変更なし）

施設名	利用状況
国立市公民館	開館
くにたち中央図書館 北市民プラザ図書館	開館
くにたち市民芸術小ホール	開館（収容率は50%）
くにたち市民総合体育館	開館（収容率は50%）
学校開放	引き続き利用可能
くにたち郷土文化館	開館
・コミュニティ施設（集会所・ 福祉館・防災センター） ・プラザ貸室	開館
公園	利用は可とするが、公園での飲酒については禁止を依頼する。

以上